

本規約は株式会社ゆいネットが設置したまちなか情報特派員運営事務局(以下「事務局」という。)が運営する情報収集事業(以下「本事業」という。)に協力する「まちなか情報特派員」(以下「会員」という。)と事務局との間に適用される条件を定めるものです。

第1条 (目的)

1. 本事業は、株式会社ゆいネット(以下「ゆいネット」という。)が会員の情報収集等による調査業務を実施することを主たる目的とします。また、インターネット等を通じて、タイムリーに、広く調査結果を、提供することも目的とします。

第2条 (総則)

1. 本規約における会員とは、本規約を承諾の上、自ら事務局が定める会員登録申込み手続を行い、事務局から発行される会員番号(以下「ID」という。)の交付を受けた個人とします。
2. 前項において個人には事務局が認める法人または団体(以下「帰属団体という」)に所属する個人を含むものとします。
3. 事務局が会員として登録することを不適切と判断した場合、登録を認めないことがあります。IDの交付後であっても事務局が会員としての登録を継続することが不適切と判断した場合は登録の取消しを行なう場合があります。
4. 事務局が適当と判断する手段にて、制定、変更又は修正の都度会員に対してお知らせする諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、会員は、これを承認し、本規約を遵守するものとします。
5. 事務局は本規約を会員に対し予告なしに改訂できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
6. 事務局が認める帰属団体に所属する会員は、本規約を遵守することに加えて、当該帰属団体が定める諸規定を遵守しなければならないものとします。

第3条 (情報収集事業の内容)

1. 本事業は、意見収集、顧客評価などを含むマーケット調査事業(以下「調査事業」という)です。
2. 会員は、事務局が通知又は告知する、調査メニューを自己の責任に於いて、当該調査メニューに定められている調査や、情報収集を行なうことで事業に参加するものとします。
3. 前項の場合、会員は、選択した調査メニューに基づき、事務局によって定められている手続によって調査を行なうものとします。
4. 前項により調査した結果は、選択した調査メニューで指定された方法により事務局へ報告するものとします。
5. 第3項の規定にかかわらず、会員は、自己の責任に於いて、本規約・マーケット調査事業の目的に沿うと判断する情報を、随時、事務局へ報告できるものとします。
6. 前項の場合、事務局に報告する方法は、あらかじめ事務局により特定された方法に従うものとします。
7. 調査事業を行なうにあたって事務局は、調査委託者であるスポンサー業(以下「調査委託者」という)から寄せられ、事務局が実施可能と判断した商品・サービスなどに関する調査を、会員に対して行い、それに回答することで会員は本事業に参加するものとします。
8. 前項の調査を通じて得た会員の実態や意見は、事務局が集計し、調査委託者へ集計結果を報告します。この場合、事務局は、調査委託者の承諾を得て、調査集計結果を二次利用できるものとします。
9. 前項の場合、事務局は、個人情報の取り扱いについて法令その他の規範を遵守するものとし、氏名、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等、会員を特定できる個人情報を調査委託者へ渡さないものとします。
10. 会員は、事務局から受け取った調査メニュー及び内容、アンケート等の内容を、事務局の承諾を得た場合を除き、第三者に漏洩してはならないものとします。
11. 会員は、事務局から受け取った調査メニュー及び内容、アンケート等の内容を会員の個人としての私的使用の範囲を超えて使用すること及び、営利の目的で他に転用、流用することができないものとします。

第4条 (報告された情報の取り扱い)

1. 前条第5項、第6項の規定により会員から事務局に報告された情報と内容を使用、収益、処分する権限はすべて事務局に属するものとします。
2. 会員は、前条第4項、第5項の規定により事務局に報告した情報及びその情報の内容の著作権を始めとする知的財産権を総て事務局に譲渡するものとし、事務局は、前記情報及びその情報の内容を採用するか否か自由決定できると共に、前記情報及びその情報の内容を自由に選択し、前記情報及びその情報の内容について自由に修正、訂正、変更、改編、編集を行なえるものとします。なお、会員は、前記著作権に係る人格権を事務局も含めた第三者に対して行使しないものとします。

第5条 (情報に対する報酬)

1. 事務局は、第3条の規定により情報を事務局に報告した会員、調査に回答した会員に対して、報酬として事務局が定める景品に交換可能なポイント(以下「ポイント」という。)または景品を、事務局が定める方法により提供することができます。
2. 前項において事務局が定める景品に交換可能なポイントまたは、事務局が定める景品については、第3条第4項の規定による情報、同条第5項の規定による情報、同条第7項の規定による調査事業のそれぞれに応じて異なるポイント又は景品にすることができ、会員から報告された情報の内容を事務局が評価検討して事務局が認定した当該報告内容の有効性に応じて景品に交換可能なポイントまたは景品の内容として最終的に事務局が確定するものとします。
3. 会員は、事務局が別に定めるところのポイントルールにより、景品に交換可能なポイントによるサービスを利用することができます。
4. 前項のポイントの景品への交換サービスの利用は会員に限られます。
5. 会員は自己のポイントを他の会員を含めた他人に譲渡・貸与することはできません。
6. 会員がポイントの数を加算することのみを目的として第3条の情報の報告、調査を行ったと事務局が判断した場合、事務局は当該会員のポイントを減算することができるものとします。又、会員が同一の内容と認められる情報の報告、調査等の回答を複数回行なった場合、事務局の判断により2回目以降の情報の報告、調査等の回答に対して当該会員のポイントを減算することができるものとします。
7. 会員が第10条の規定に従って退会する場合であって有効なポイントを退会時に所有しているときには、当該ポイントが、事務局が定めるところによって、事務局が定める景品に交換されなければ、当該会員は当該ポイントを総て消失するものとします。
8. 会員の登録が、第11条の規定に基づいて抹消される場合には、当該会員が所有していたポイントはすべて消失するものとします。

第6条 (会員サイトの利用)

1. 会員は会員登録の際に事務局から交付されたID及び別に配布されるパスワードにより事務局が運営する会員向けのホームページである「まちなか情報特派員会員サイト」(以下「会員サイト」といいます)を別途に定める「サイト利用規約」に従って利用できるものとします。

第7条 (ID、パスワード)

1. 会員は事務局から交付されたID、パスワードの使用及び管理について責任を持つものとします。
2. 会員は事務局から交付されたID、パスワードが必要なサービスを利用するに際しては、当該ID、パスワードを使用するものとします。
3. ID、パスワードによって利用されるすべてのサービスに関わる会員の行為及び結果については、会員の故意、過失に拘らず会員自身において責任を持つものとします。
4. 会員はID、パスワードの盗難、第三者による不正使用などがあつた場合、直ちに事務局までその旨届け出ると共に、事務局からの指示に従うものとします。
5. 会員が他の会員のID、パスワードを不正に利用し、当該第三者又は事務局に損害を与えた場合、会員はこれによって生じた損害を賠償する責を負うものとします。

第8条 (登録情報・プライバシー)

1. ID、パスワードを含む会員のすべての登録情報は事務局が保有するものとします。
2. 事務局は、会員の個人情報を「まちなか情報特派員運営サイト」に定める「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
3. 事務局は、会員のすべての登録情報の取り扱いについて法令その他の規範を遵守するものとします。
4. 会員は、会員登録時に事務局へ登録した情報に変更が発生した場合は、速やかにその変更情報を事務局が定める手続きにより事務局に届け出るものとします。また、事務局は会員情報の適正な管理、調査事業に対する正確性を担保することを目的として年1回以上、会員に対し情報適正化の調査を実施できるものとし、会員はこれに誠意を持って応えるものとします。
5. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被つたとしても、事務局は一切その責任を負わないものとします。
6. 事務局は会員本人の同意を得た場合を除き、会員個人を特定できる情報(住所、氏名、電話番号、FAX番号、携帯電話番号、電子メールアドレス、ID、パスワード)を、第三者に開示、販売、貸出しを行なわないものとします。但し、裁判所、警察などの公的機関から事件事故に関わる故、法律に基づき正式な照会を受けた場合、又は、人命、財産を保護するため必要と認められた場合は情報を開示することがあります。
7. 事務局は以下の目的の範囲で、会員から寄せられた情報、投稿等を利用し会員個人を特定できないよう措置を講じた上で提供できるものとします。

(ア) 第1条の規定により、販売のための営業活動全般に用いる場合

(イ) 事務局が本事業スポンサーである調査委託者、調査監修者であるブレイントラストアンドカンパニー株式会社、その他本事業の相手先に対し説明する場合

(ウ) 事務局が会員メリットと判断する広告やコンテンツを提供する場合

8. その他個人情報の規定については附則に基づくものとします。

9. 会員用ファイル及び登録情報保護のために、事務局が会員を特定し認知するプログラム(クッキーなど)を会員が操作する上で、その使用条件若しくは環境に適さない用法により会員自身の個人情報が漏洩した場合、事務局は何らの責任を負わないものとします。

第9条 (会員資格譲渡の禁止)

1. 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

2. 会員として有する権利は一身専属の権利であり、相続の対象とはならないものとします。

第10条 (退会)

1. 会員が退会する場合は、事前に事務局が定めるところにより退会の手続きを行なうものとします。

第11条 (会員登録の抹消)

1. 事務局は、会員登録後1年を越えて一度も第3条の規定による情報を事務局に報告しなかった会員に対して、会員資格の継続の意思確認を行なうものとします。

2. 前項により継続の意思が認められない会員またはその確認ができない会員について、事務局は会員登録を抹消することができるものとします。

3. 前項に定める他、登録されたすべての情報に関し、その一部にでも虚偽の申告が含まれていると認められた場合、事務局は当該会員の登録を抹消することができます。

4. 会員が死亡した場合は当該会員の登録は当然抹消できるものとします。

第12条 (禁止事項)

1. 会員は第3条に規定されている情報の報告、調査への回答及び、会員サイトの利用にあたり、不正な行為を行ってはならないものとします。

2. 不正な行為とは以下に定める行為を含みますが、これに限りません。尚、不正な行為と事務局が判断した場合であって、当該不正な行為によって他の会員、及び事務局、若しくは第三者が損害を受けた場合、当該会員はその損害を賠償する責に任じるものとします。

(ア) 詐欺の目的で第3条に規定されている情報の報告、調査への回答、会員サイトの利用を行なう行為

(イ) 第3条に規定されている情報の報告、調査への回答、会員サイトの利用において虚偽の情報を故意に報告または投稿する行為

(ウ) 自己を主張し、若しくは他を害するなどの目的で会員サイトに同一の情報などを意図的に多数回投稿する行為

(エ) 事務局から受け取った調査メニュー及び内容、アンケート等の内容を第三者に漏洩する行為

(オ) 事務局から受け取った調査メニュー及び内容、アンケート等の内容を会員の個人としての私的使用の範囲を超えて使用する行為及び、営利の目的で他に転用、流用する行為

(カ) 他の会員または第三者の著作権をはじめとする知的財産権などの財産的権利を侵害する行為

(キ) 他の会員または第三者に不利益、迷惑を与える行為

(ク) 他の会員または第三者を誹謗、中傷する行為

(ケ) 本規約の目的から著しく逸脱した情報の報告を行なう行為

(コ) 事務局が承認していない営業行為

(サ) 法令に違反する行為

(シ) 公序良俗に反する行為

(ス) その他、事務局が不相当と判断する行為

第13条 (メール配信)

1. 会員と事務局との間で行われる電子メールの送受信は、登録された電子メールアドレスのみを使用するものとします。

2. 会員が登録した電子メールアドレスが会員の都合でその後変更され、会員がその変更届を怠った結果については、事務局はその責任を負わないものとし、事務局は会員に対する電子メールマガジンの発行や、電子メールを解除する際の通知など、事務局から配信する電子メールは、登録された電子メールアドレスにて処理をするものとします。

第14条 (免責事項)

1. 事務局が会員に通知または告知する依頼内容は、必ずしも個々の会員の希望する依頼内容であることを保証するものではないものとします。

第15条 (第三者損害)

1. 事務局が提供する調査メニューおよび事務局が運営する会員サイトにおいて、会員の提供する情報が第三者の知的財産権(著作権、意匠権、特許権、実用新案権、商標権など)などの財産的権利を侵害し、事務局が損害賠償を余儀なくされた場合には、事務局は当該トラブルの原因となる会員に対し、その損害および当該紛争に関わる一切の費用(訴訟費用、賠償金、弁護士費用など)を請求できるものとします。

2. 第3条第2項の規定に基づいて会員が行った調査に起因して第三者の財産的権利が侵害され、事務局が損害賠償を余儀なくされた場合には、事務局は当該調査を行った会員に対し、その損害および事案に関わる一切の費用(訴訟費用、賠償金、弁護士費用など)を請求できるものとします。

3. 会員間および、会員と第三者との間でトラブルが発生した場合は、当事者間で解決を図るものとします。

第16条 (損害賠償)

1. 本事業によって会員が何らかの損害を被った場合であっても、事務局はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

2. 会員が会員サイトの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、事務局に損害を与えないものとします。

第17条 (本事業の内容の変更並びに本事業の一時中断、停止及び中止、終了)

1. 事務局は、いつでも、何らの告知なしに、また会員の承諾の有無にかかわらず、本事業の内容の一部若しくは全部を変更し、または本事業の一部若しくは全部を中断、停止、並びに中止、終了することがあります。

2. 前項に基づく本事業の内容の一部若しくは全部の変更、中断、停止、中止、終了により会員に不利益または損害が生じた場合、事務局はその責任を一切負わないものとします。

第18条 (専属的合意管轄裁判所)

1. 事務局および会員は、会員と事務局の間で本規約につき訴訟の必要が生じた場合は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意するものとします。

附 則

個人情報について

1. 「個人情報」とは、会員に関する情報であって、登録情報のうち当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等により特定の会員を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員を識別することができるものを含みます)をいいます。

2. 事務局は、会員の登録情報及び会員が本事業に利用する過程において事務局が知り得た個人情報を、本事業を運営する目的のために使用することができるものとします。

3. 利用目的、会員規約に拘わらず、事務局は、個人情報を、別途「まちなか情報特派員会員サイト」上に掲示する「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとし、以下の各号に定める目的に利用することができるものとします。

a. マーケット調査業務および分析

b. 会員がご本人であることの確認

c. 謝礼、賞品等の発送、並びにこれに関連した応募者への連絡

d. 会員からの問合せや苦情への対応

e. 会員のサポート

f. その他、本業務に付随する業務

4. 前条の利用目的以外の目的で個人情報を利用する場合には、予め会員の同意を得た上で利用するものとします。

5. 事務局は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に個人情報を開示、提供することがあります。

a. 利用目的の実施に必要な範囲で、調査委託者調査監修者等へ個人情報を開示、提供することがあります。

b. 本事業の営業譲渡等、事業の継承に伴って会員の個人情報を当該継承先に開示、提供することがあります。

6. 会員は、当社に登録した個人情報の照会を希望する場合には、法令及び別途当社が定める規則に従って本人確認のうえ、照会することができるものとします。

7. 会員は、登録申込において届け出た登録情報に変更があった場合には、速やかに変更の届出を当社に行うものとし、登録した情報を常に最新・完全・正確に保つものとします。